

令和4年度第4回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和4年7月12日(火) 開会 午後 2時30分  
閉会 午後 4時04分

(2) 場所 あいれふ10階 講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

中村 光明	笠 信一	城戸 武稔	久保田 喜一	笠 康雄
田代 文昭	笠 文彦	中村 美佐子	高木 智代	袈裟丸 宏二
川嶋 仁	柴田 清治	小賦 眞須美	城田 知子	明永 卯太郎
牛尾 憲一	上田 義廣		以上	17名

(2) 欠席委員

清水 源義	井手 鐵男		以上	2名
-------	-------	--	----	----

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

中村 美佐子 高木 智代

6 書記氏名

末武 望 若松 弘恵

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 義和	安河内 實	川添 雅秀	進藤 弥須夫	城戸 憲一
中村 和久	大神 達雄	下司 弘	板倉 清人	角 一三
馬場 雄治	安永 明弘	西嶋 慎二	三笥 義則	高宮 秀之
山田 厚	吉積 俊彦	塚本 喜代太	久保 篤美	徳重 茂
大神 常夫	富田 一夫	西 康晴		

9 事務局出席者

高本 英一	古島 美保	宮原 信彦	岡崎 麻子	國武 雅也
志藤 伸一	桑野 綾子	波多江 政憲		

<p>議 長</p>	<p>それでは、ただいまより、令和4年度第4回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中17名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、議案が24件、報告事項が4件となっております。議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「中村 美佐子委員」と「高木 智代委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>案件1 農地に係る事項</b> <b>議題第1号</b> <b>「農地法第3条の規定による許可申請」について</b></p>
<p>議 長</p>	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地調整係長</p>	<p>(議案第1号から第5号について、資料により説明)</p>
<p>西部出張所長</p>	<p>(議案第6号から第14号について、資料により説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案第1号から第14号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>議案第1号及び第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>第1号です。現地確認と町内の組合長に話を聞きに行っております。今は田植えが進んでおり、問題ないと思われれます。</p> <p>続いて第2号です。親子間での譲渡で所有権移転になっております。田植えもされており問題はないと思われれます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号及び第4号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>第3号です。7月4日に副会長、地区の推進委員2名と水利関係者の4名で調査をしました。譲受人は新規就農の方です。申請地にはイノシシが多く、畦畔や田の中を荒らし耕作放棄地になっており、近隣の方も困っていた場所でしたが、農地として再生させています。将来は西洋野菜を作りたいということです。譲受人は様々なところで体験実習や勉強をされた方で、とても頑</p>

	<p>張っています。私も今後、サポート・支援をしていきます。</p> <p>続いて第4号です。譲受人は、早良区、西区で稲の育苗を行っており、申請地で育苗と野菜の作付けを行っていきたいということです。常時7名の従事者がおり、地区の水利委員にも確認し、問題ありません。</p>
議 長	<p>議案第5号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>全部で10筆ありますが、そのうち7筆はご両親の共有名義です。残り3筆は息子さんと譲渡人との3名の共有名義になっております。お父様が80歳を超えられており、子供に全て名義を変えて頑張してほしいとのことです。本人に会って話を聞き、これを機に気分を新たに、ますます農業を頑張るとありがたい言葉を頂戴しています。</p>
議 長	<p>議案第6号から第9号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>第6号です。7月8日と11日に現地確認をしております。この方は2年前に新規就農された方で規模拡大ということです。周りの農事組合にも協力的で何も心配はないと考えております。</p>
	<p>第7号です。これは親子間での贈与ということです。一生懸命水稻栽培等をされております。地域の水利調整にも積極的に参加され、問題なしと考えております。</p>
	<p>第8号です。6月24日に事務局と推進委員で事前審査会を行いました。農事・水利関係に協力してしっかりしていきたいとおっしゃっていました。問題ないと考えております。</p>
	<p>第9号については、周りに与える影響はなく問題ないと考えております。</p>
議 長	<p>議案第10号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>7月5日に現地を確認しました。たまたま譲受人とお会いし、今後の野菜の作付け計画等お聞きしました。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>議案第11号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>7月5日に現地調査に行きました。譲渡人は申請地をいくらでもいいから買ってくれということでした。譲受人は、一生懸命イチゴ栽培を頑張っておりますので、問題ないと考えております。</p>
議 長	<p>議案第12号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>

推 進 委 員	7月に現地を見に行きました。稲がしっかり植えてあり良い状態です。検討表を見てもらった通り、問題ないと思っております。
議 長	議案第13号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	前はハウスが建っていましたが、それを撤去して、譲受人がご購入されました。ご本人はかなりご高齢ですが、息子さんたちが頑張っていくということです。私もこの地区で稲と野菜を作っておりますので連絡をとり、何かあれば話していきます。
議 長	議案第14号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	7月4日に現地確認に行きました。事前審査会でご本人の話を聞いたところ、やる気満々で今以上に良くなると期待しております。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
農 業 委 員	第6号議案ですが、譲受人の名前が出るのは、3回目ぐらいだと記憶しています。毎回、相場より非常に安い値段です。農業委員会が関与すべき問題かどうかは分かりませんが、この事情は、何か聞いていますか。
西 部 出 張 所 長	譲渡人が、とにかく土地を売却したいという意向を持っていると聞いていますので、その意向が働いているかと思えます。
推 進 委 員	買う側からはありがたい金額でしょうが、所有している側の農家にとっては少しでも高く売りたいはずです。農業委員会が、何らかの仲介、間に入るというのは出来ないでしょうか。相場からすると極端に安いです。
西 部 出 張 所 長	売買価格について、農業委員会が介入することは通常行っておりません。特別に安い金額かもしれませんが、譲受人、譲渡人の双方の合意で決まった金額ですので、そこに介入することまではしておりません。
議 長	それでは、議案第1号から第14号について一括して採決を行います。 議案第1号から第14号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)

議	長	<p>全員賛成ですので、議案第1号から第14号は原案どおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第2号</b> <b>「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</b></p>
議	長	<p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係	長	<p>(議案第15号及び第16号について、資料により説明)</p>
西部出張所	長	<p>(議案第17号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました、議案第15号から第17号について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第15号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>7月1日に現地確認を行いました。申請地は国道3号線、下り車線のそばにあります。周囲に農地は無く、地域との調和に関しては問題ありません。事務局から説明がありましたように、申請地は駐車場として使われていたということもあり、農地として面影がありませんが始末書も出ておりますので、その点を踏まえまして審議をお願いします。</p>
議	長	<p>議案第16号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>7月4日に現地調査に行きました。土木建築資材販売会社として使用されていましたが、8年前に会社が破産し放置されており、申請人からは始末書が提出されています。許可が下りれば、建物及びカーポートを撤去し、有料駐車場に整備するとのことでした。また、水利委員から、排水処理は問題なしという承諾書も提出されており許可相当やむなしと考えます。</p>
議	長	<p>議案第17号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>5日程前に現地に行きました。申請人に話を伺ったところ、自宅の改築にあたり、敷地内に農地が含まれていたことが分かり申請に至ったとのことでした。約60年、このような状態とのことでした。よろしくご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質</p>

		問はありませんか。
農 業 委 員		<p>始末書を書いた場合、1回目はそれで許可されたとしても、次回の申請時には同じような始末書を書いても許可しないという考え方でいいですか。</p> <p>この案件ではありませんが、許可された用途とは別の用途に使った場合、その申請者が新たな申請をした場合は許可しないことになるのでしょうか。</p>
西 部 出 張 所 長		<p>農地法についての理解が不十分で無断転用してしまった場合、追認の許可が見込める場合は始末書を出してもらい総会に諮っています。また、転用目的どおりに一旦転用し、完了報告まで出していればいいのですが、最初から転用目的と違うものに転用している場合、次回申請時には、一般基準の「資力及び信用」に問題があるため許可できないということになります。</p>
農 業 委 員		<p>違反転用が発覚した場合に、行政執行をするようなことは行なわれていないのですか。県から市に権限が移ったので、当事者に対し行政執行ができるということですか。</p>
西 部 出 張 所 長		<p>違反転用については、農業委員会が指導を行います。それでも是正されない案件については、市に違反転用案件として報告します。市の取り扱いについてですが、農地法に罰則規定はありますが適用されておらず、行政代執行についても福岡県内では行われたことはないと聞いています。ただ、是正されない案件については、市とも協議し、罰則の適用等について検討していきます。</p>
議 長		<p>それでは、議案第15号から第17号について一括して採決を行います。議案第15号から第17号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長		<p>全員賛成ですので、議案第15号から第17号は原案どおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第3号</b> <b>「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</b></p>
議 長		<p>次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>

農地調整係長	(議案第18号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第19号及び第20号について、資料により説明)
議長	ただ今、事務局より説明がありました、議案第18号から第20号について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。 議案第18号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	所有者の方があまり熱心に農業を行っておらず、写真のように現地は草が生えており、周りの農家から草刈りの催促をされてやっという状態でした。今回、農地が減るといのは残念ですが、今まで放置していた状態から少しでも有効な土地の活用をされるのではないかと思います。そういう結果なら、致し方ないと思います。
議長	議案第19号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	この案件は、お孫さんが農家住宅を建てるといことなんです。6月28日に農地水利組合役員と現地確認を行いました。周りの水田に影響はないと確認しています。
議長	議案第20号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	7月4日に現地確認を行いました。大がかりな工事が始まるということで仕方がないというか、大事なことだと思っています。また、農地に復元することと、社長と工事をされる方と話をしています。問題ないと思います。
議長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
農業委員	第18号議案のドローンの練習場についてですが、これは学校法人が行うから認めるのですか。佐賀県には山がいっぱいあるので、農地を潰すより、そんな所でやればいいのではないのでしょうか。福岡まで来て、練習場を作らなければならないのでしょうか。 また、これは専ら農業用ドローンの施設なののでしょうか。土木工事関係などのドローン練習場なののでしょうか。農業者に対する施設であればやむを得ないと思いますが、そうじゃない気がします。
農地調整係長	まず、こちらの農地は第2種農地なので、他に代替地がない場合は許可で

	<p>きることとなります。学校法人であるという理由で許可できるという訳ではありません。</p> <p>次に、なぜ佐賀の自動車学校が福岡でドローンの練習場を作るのかということですが、自動車学校に来られる方は福岡市内の方が多ということですので。そのため、早良区飯場に市内各所から送迎者を集め、そこから大型バスに乗り換えて送迎するための中継所があります。今回のドローンの練習場については、福岡市から来られる方も結構いるので、屋外で練習する場合は飯場の中継所に集まっていたいて、そこから申請地に向かう計画とのことですので。</p> <p>また、申請者から農薬の散布等の練習に使うとの説明は受けていますが、農業以外でドローンを使う方の練習に使われることもあるかと認識しています。</p>
農 業 委 員	他に代替地がないと言われても、佐賀の方がありそうだと思います。
農 地 調 整 係 長	農業委員会に提出された申請書により、申請者が代替地を探した中での代替地の検討結果です。
農 業 委 員	音も相当するでしょうし、どうなのかとったりします。 人が集まるとなると、建物は建てなくていいのですか。
農 地 調 整 係 長	建物は建てません。室内練習場は佐賀にありますので、もっと広い屋外で練習したいときに申請地を使う計画で、申請地に建物が建つ予定はありません。
農 業 委 員	建物は建てないのですね。建てられないのですね。
農 地 調 整 係 長	建てるとしたら開発許可が必要になり、別途、開発許可の申請をすることになるかと思いますが、今の計画では建てないと聞いています。
農 業 委 員	はい、分かりました。
議 長	他にどなたかありませんか。
推 進 委 員	建物は建てる予定はないとのことですが、トイレの問題があります。急な雨とか、書類を渡して説明するとか、最低限の施設は必要になってくるのではないのでしょうか。もし、認めた場合、そこに無許可で違法に建物を建てられるかもしれません。



農地調整係長	今の時点では建物が建つ計画ではありません。手続き等が必要であれば、飯場にあるバスの中継施設を使うとのこと。事務局では申請書に基づき、建物は建たないと確認した情報で皆様にお諮りしています。
農業委員	この場所では、建築物は申請されたとしても建たないと確認したいのです。
農地調整係長	建築物を建てることについては、農地法ではなくて都市計画法で規制していますので、こういう状態であれば建つ、建たないということを責任を持ってお答えすることは出来ません。ただ、今の計画では建物は建てないということで、転用計画が提出されています。
推進委員	この問題は難しいと思います。先程の推進委員さんからの報告で、管理がされず周りの農家が困っている土地と聞きました。ドローンの施設ができた方が、地域の農家の方は助かるのではないのでしょうか。
農業委員	水利委員は何と言っていますか。
農地調整係長	水利委員からは特段問題ないとのことで、水利承諾書をいただいています。
農業委員	ここに続く農道はどうなっていますか。
農地調整係長	コンクリート敷きの農道で、広いわけではありません。併用地がありまして、そこに駐車する計画となっています。
農業委員	併用地の状況はどうなっていますか。
農地調整係長	併用地は、木が茂り、大きな石がある状態です。車を4、5台停める計画で、併用地全体を使用する必要はありませんので、少し整備すれば可能と伺っています。
農業委員	4、5台しか停められないのですか。
農地調整係長	ドローンの練習は10人、20人も一度に来て練習する訳ではありません。2、3人教習生が来られて、この土地の四方に自動車学校の職員が立ち合図を送りながら練習するそうです。車が、一度に、大量に停まることはありません。

議	長	<p>それでは、議案第18号から第20号について一括して採決を行います。議案第18号から第20号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成多数)</p>
議	長	<p>賛成多数ですので、議案第18号から第20号は原案どおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第4号</b> <b>「非農地証明の発行」について</b></p>
議	長	<p>次に、議題第4号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係	長	<p>(議案第21号について、資料により説明)</p>
西部出張所	長	<p>(議案第22号及び第23号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました、議案第21号から第23号について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第21号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員		<p>7月4日に現地調査を行いました。事務局からの説明どおりで、申請地には既に住宅が立っています。手前はフェンスで囲って家庭菜園として利用されていますが、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>議案第22号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員		<p>7月5日に現地調査を行いました。ここの山林は、下にJAのコスモス畑があり、ものすごく景色がいいところですが、この一番上だけが山林化している状態です。やむをえないと思います。</p>
議	長	<p>議案第23号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員		<p>内容は事務局からの報告どおりで、先月事務局と現地確認に行った際に、お父様と息子さんにあって詳しくお話を聞きました。道路の拡幅による立ち退きでこの土地を購入したいということです。やはり昔から家が建ってお</p>

	<p>り、今は写真のようにきれいになっていますが住宅の跡なので農地としては不適切だと思っています。また今後購入される方は地域のことを十分理解されておりますので、近所に迷惑をかけるような行為は行わない方とっております。</p>
議	<p>長 事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	<p>長 それでは、議案第21号から第23号について一括して採決を行います。議案第21号から第23号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員賛成ですので、議案第21号から第23号は原案どおり可決しました。</p> <p>次に報告事項につきましては、書面による報告とし説明は省略しておりますが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p><b>案件2 農政に係る事項</b>  <b>議題第5号</b>  <b>「福岡市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正」について</b></p>	
議	<p>長 それでは、案件2の「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>議題第5号「福岡市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	<p>長 (議案第24号について、資料により説明)</p>
議	<p>長 事務局から説明のありました、議案第24号について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>

農 業 委 員	<p>条例改正は我々の任期に合わせて改正するということですか。</p>
総 務 係 長	<p>次期委員の定数を定めるための条例改正となっております。施行日は令和5年6月23日としております。</p>
議 長	<p>他にどなたかご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは採決を行います。</p> <p>議案第24号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第24号は原案どおりで可決しました。</p> <p>その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、これで令和4年度第4回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、令和4年8月10日水曜日14時30分から、あいれふ10階講堂での開催を予定しております。</p>